

給与支払報告書について(お願い)

日頃は、本市の税務行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、地方税法第317条の6第1項の規定にもとづき、令和7年度給与支払報告書(令和6年給与支払分)の個人別明細書とあわせて、本状総括表を令和7年1月31日までに提出くださいますようお願いいたします。

給与支払報告書(個人別明細書)の提出について

1. 貴事業所が令和6年中に給与、賃金、賞与等を支払い、受給者が令和7年1月1日現在、長岡京市にお住まいの場合ご提出ください。
(退職された方についてもご提出ください。)
2. 提出部数は、個人別明細書を1部ずつ、本状総括表を1部ご提出ください。

給与支払報告書(個人別明細書)の書き方について(注意事項)

次の事項を必ず記入してください。

- ・扶養親族の氏名、個人番号
- ・定額減税額に関する記載事項として、摘要欄に所得税の定額減税控除済額、控除しきれなかった額。また、合計所得金額が1,000万円超である方で、同一生計配偶者分の定額減税を実施した場合、「非控除対象配偶者減税有」のように記載
- ・他社(前職等)分を含んで年末調整をされている場合は、摘要欄に他社(前職等)分の支払者、支払金額、社会保険料の金額
- ・住宅借入金等特別控除の適用がある場合は、住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日
- ・専従者給与の場合は、種別欄に「専給」と記載

給与支払報告書(総括表)の書き方について(注意事項)

1. 長岡京市報告人員の欄は、住民税を特別徴収(給与引落し)する人数と普通徴収する人数を正確にご記入ください。
給与所得者については原則として特別徴収の方法によるものとされています。
徴収区分が不明の場合は、特別徴収として処理させていただきますのでご了承ください。
2. 貴事業所で作成された総括表で報告する場合も本状総括表を添付してください。
3. 税務事務を税理士・会計事務所等に委任されている場合は、本状を委任先にお渡しください。

提出時における必要書類について

個人事業主が総括表を提出する際は、マイナンバーカード、または番号確認書類(マイナンバー通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか)及び身元確認書類(運転免許証、健康保険証等)の提示(郵送の場合は写しの添付)が必要となります。また、代理人による提出の場合、個人事業主のマイナンバーカードの写しまたは番号確認書類と代理人の身元確認書類に加えて代理権の確認書類(委任状等)が必要となります。

<給与支払報告書をeLTAX(エルタックス)で提出できます>

eLTAXとは、地方税の手続きをインターネットを利用して行うシステムです。
eLTAXの詳しい利用手順につきましては、ホームページ(<http://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。
なお、eLTAXを利用される場合は本状総括表の提出は不要です。

【記入例】

給与支払報告書(総括表)

(あて先) 長岡京市長 262099

令和 年 月 日提出 (追加・訂正)

給与の支払期間		令和6年1月分から12月分まで													受給者総人員	
給与支払者の個人番号又は法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	特別徴収(給与引落し)	普通徴収(個人納付)
フリガナ	カノシロガイカガオキョウ														60	人
給与支払者の氏名又は名称	株式会社 長岡京														50	人
	名称等に変更	1.有 2.無													8	人
フリガナ	カノシロガイカガオキョウインシヤクシバシヨウ														2	人
	名称等に変更	1.有 2.無													計	60
同上の所在地	〒617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号														1.必要	2.不要
	所在地に変更	1.有 2.無													特別徴収の納付書は必要ですか	
上記所在地以外への送付先	※送付先の転居設定・変更がある場合のみ記入														氏名 長岡京花子税理士事務所 長岡京 花子	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	人事課 給与係 氏名 長岡京 太郎 (電話 075-951-2121)														所在地 長岡京市開田1丁目1番1号 (電話 075-955-9507)	

※ 必ず給与支払報告書(個人別明細書)とあわせてご提出ください。

特別徴収

令和7年度の住民税を給与から天引きする人の人数を記入してください。

普通徴収

普通徴収への切替理由に該当し、令和7年度の住民税を給与から天引きできない人の人数をそれぞれ記入してください。(表面右頁の普通徴収切替理由書の普通徴収合計人数と一致)

特別徴収義務者の一斉指定について

京都府及び府内市町村は、平成30年度から、原則としてすべての事業者を「特別徴収義務者」として指定いたします。住民税の特別徴収を実施されていない給与支払者(事業主)は、法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。なお、特別徴収できない従業員の方がいる場合等には、「普通徴収切替理由書(兼仕切紙)」の提出が必要です。様式は、本状表面右頁をご利用ください。
また、市役所ホームページ(<http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/>)からもダウンロードできます。

<納税に便利な地方税共通納税システムのお知らせ>

地方税共通納税システムを利用すれば、地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスでパソコンからインターネットを通じて簡単に地方税の納税ができます。詳しくはeLTAX地方税ポータルシステムをご参照ください(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

〒617-8501
京都府長岡京市開田1丁目1番1号
長岡京市
市民協働部 税務課 市民税係
市町村コード 262099
電話 075-951-2121(代表)
内線 2226、2227、2228、2229

提出期限 令和7年1月31日(金)